

# 県の仕事と仕組み



愛媛県庁本館(昭和4年(1929年)2月竣工)

県の仕事は、県民の皆さんから選ばれた知事(執行機関)と、県議会(議決機関)により進められます。知事は、県民の皆さんがより良い生活を営むことができるよう、生活の決まりである条例案をつくったり、お金の使い道である予算の計画をたて、それを議会に提案し、議会で決まった条例や予算に基づき、仕事を進めます。

現在(令和5年度)、知事の下に、本庁では8部22局65課(ほか7室)と出納局を設け、さらに、地域に密着した行政を行うため、3つの地方局(東予、中予、南予)及び2つの支局(東予地方局今治支局、南予地方局八幡浜支局)などの出先機関を設けています。

以上のほかに、県には県立病院の運営などを行う公営企業管理局、行政委員会として教育委員会や公安委員会などがあります。

## 県議会の仕事と仕組み

県議会は、県民の皆さんの代表である県議会議員(定数47人)で構成し、知事等が提案する条例案や予算案を、本会議や委員会で審議し、議決を行います。議会は、年4回(2月、6月、9月、12月)開かれる定例会と、必要ときに開かれる臨時会があります。

## 県議会のすすめ方

- ◎招集/知事が議会を招集します。
- ◎本会議/知事等から提出された議案の説明を受け、その内容について質疑を行い、知事等が答弁します。そして、さらに詳しく調べるため、議案を委員会に送ります。
- ◎委員会/本会議から送られた議案や請願は、常時設置している常任委員会で審査し、特定の事件は、必要ときに設置される特別委員会で審査します。このほか、議会の円滑な運営を図るため、議会運営委員会で本会議の進め方などを協議しています。
- 常任委員会[総務企画、環境保健福祉、農林水産、経済企業、建設、観光スポーツ文教警察]
- 特別委員会[地方創生・産業振興対策、防災減災・エネルギー対策、人口減少・少子高齢化対策、DX推進対策]
- 議会運営委員会
- ◎本会議/委員会の審査結果の報告を受け、全議員で議案について、賛成か反対かを決め、議会は閉会します。議決の結果は、議長から知事に通知され、知事はこれに基づき仕事を進めます。

## 行政委員会

行政の公正・中立性の確保や、合理的・専門的知識に基づく行政の推進を図るために、執行機関として、知事のほかに教育や警察の仕事などを行う行政委員会を置くことになっています。行政委員会は、数人の委員が話し合って仕事を進めます。

- ◎人事委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会、公安委員会の9委員会

## 組織図

